

シェアリングレター

— 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています —

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットビル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
<http://www.share.gr.jp/>

第51号

2015年10月

『暴力の人類史』

所長 林光行

表題は、久々に興奮しながら読んでいる本のタイトルです(スティーブン・ピンカー/青土社)。人間には、略奪、報復、先制攻撃のような暴力に頼る傾向があります。科学技術は進化しても、人間のこのような愚かさは改善されないとの観念が、この本を読んで覆されました。著者は、暴力が減少し続けている事実を明示し、暴力を減少させる歴史的な力があると言います。

一つは、私闘等を抑制する「統治機構の確立」。例えば、紀元前5千年頃から数千年、統治機構をもつ農耕社会への移行による日常的争いの減少で、暴力死数は約5分の1に。また、互恵関係を築く「貿易の拡大」。ヨーロッパでは中世後半から20世紀、中央集権国家成立と商業の発達により殺人発生率は10~50分の1に。さらに、「女性尊重化」、メディアによる「他者理解・共感の広がり」、そして「理性の拡大」の力。その結果、奴隷制、拷問、魔女狩りは殆ど姿を消しました。1948年世界人権宣言以後は、少数民族、女性、子ども、同性愛者、動物などへの暴力に対する嫌悪感が増大しています。暴力発生率は振幅を伴いながらも総体としては減少傾向にあり、平和に向かっているようです。

第二次大戦では5500万人もの死者を出しましたが、20世紀世界人口に換算すると、唐時代の安史の乱の死者4.29億人を筆頭に、死者1億人超の大事件が5件もあります。マスコミ報道からは近時も内戦や殺人事件が多いと感じますが、冷静に記憶を辿れば、つい50年程前、キューバ危機で世界は核戦争の恐怖に慄き、米国南部では凄惨な黒人差別が罷り通っていました。今では考えられません。また、近年の日本の殺人発生率は、1950年当時の4分の1未満に減少しています。

日本国憲法の理想、キング牧師の夢、ジョン・レノンの「イマジンは、単なる理想にしか過ぎないのか?」とも思っていたのですが、そうではありません。自由貿易の進展さえも平和の力となり、情報の共有による他者理解・理性の力がそれを推し進めます。

「暴力には暴力で対抗するほかない」という思い込みから逃れ、「暴力に、暴力でもって対抗しても解決には結びつかない」(本誌22頁)という叡智と、それを実践する勇気を持つなら、人と人とお互いを尊重しあつて繋がる世界を築くことができるでしょう。鍵は私たち自身が握っていると確信させてくれる一冊です。

~ CONTENTS ~

○ 交流 第43回 大阪信用金庫.....	2
○ 経営倶楽部 第87回「どうなる大阪!?~都構想・住民投票~」...	4
第88回「戦後70年・語り継ぐ昭和史」.....	6
○ 税制トピックス.....	8
○ マイナンバー制度.....	10
○ 相続・贈与~子や孫への生前贈与のポイント~.....	12
○ 労務管理~年次有給休暇について~.....	13
○ 社会福祉法改定.....	14
○ 寄稿~安全保障関連法案と立憲主義~.....	15
○ KS経営研究会「みんなで見る夢は実現する!」.....	16
○ ひと「自分の色を輝かせて全員で虹を架ける」.....	18
○ 読者の皆様からのお便り.....	20
○ 寄稿~弱くされている人々と共に~.....	22
○ ANAセミナーの感想とご案内.....	23
○ 編集後記.....	24

10月 - 3月の税務

11月 2日	8月決算法人の確定申告期限
11月10日	10月分源泉所得税の納付期限(以降毎月10日)
11月30日	9月決算法人の確定申告期限
1月 4日	10月決算法人の確定申告期限
20日	納期の特例の源泉所得税の納付期限
2月 1日	11月決算法人の確定申告期限
	支払調書・法定調書合計書の提出期限
	給与支払報告書の提出期限(各市町村)
	償却資産税の申告期限(各市町村)
29日	12月決算法人の確定申告期限
3月15日	平成27年分所得税、贈与税の確定申告期限
31日	1月決算法人の確定申告期限
	平成27年分個人消費税等の確定申告期限

第43回 交流

この街のホームドクター 大阪信用金庫



今回の交流は、大阪信用金庫(だいしん)の樋野征治理事長を訪問しました。大阪信用金庫は今年創業95周年を迎えられ、また、樋野理事長は地域の発展と業界の発展に尽力されたことにより、この6月に旭日小綬章を受章されました。積極的な営業姿勢のもと、預金残高は2兆円を超え、社内に活気があります。今回はその活気の源についてうかがいました。

(税理士・中小企業診断士 前田 有太可)

——私がだいしんさんにお邪魔させていただくと、従業員さんに活気があると感じます。

「そういう言葉をいただくのはとてもありがたいです。預金2兆600億円、貸出金1兆2千億円、いわゆる預貸率(預金に対する貸出金の比率)が60%を超えています。今は貸すところが少ないため、信用金庫業界では非常に高い数値です。これは私の方針で、融資業務に重点を置いた施策を推進しているからです。昔は公共性が大事と言われてきましたが、今の時代の信用金庫の経営は収益性が大事です。また、私がよく言っているのは『わかりやすい経営をしよう』です。」

★ わかりやすい経営

——『わかりやすい経営』とはどういったことですか?
「日本銀行や財務局は横文字が好きなんです。コンプライアンス優先、ガバナンスとかリスク管理とかばかり言ってくるんですね。でも、ひょっとしてそれは間違ってるんじゃないか、本質を見失うんじゃないかと思うんです。日常業務の中でそれらが先行するのはおかしいと思います。お客様が必要なお金を使っただけ、あるいはお金をお預けいただくのが金融機関の原理原則です。職員にはシンプルに『貸し出し頑張れよ』と言ってるのです。」

★ 出身金庫による職員の扱いに差はない

——ところで、だいしんさんでは、合併されていても出身金庫による差がないように感じます。
「だいしんは、6つの信用金庫が一緒になってきました。そこで何をしようと思ったか。それは人の交流です。」
——本部でもワンフロアで皆さんお仕事されてますね。
「文化の違う信用金庫が一緒になったので、各金庫の職員を腐らせないように、合併した限りは相乗効果を出さなアカン。その人らに目いっぱい働いてもらい、やる気をなくさないようにしないとアカンのです。」

——合併された会社の出身者は不遇で腐って辞めていくという話をよく聞きますが、だいしんさんではそういったことを聞いたことがありませんね。

「いや、だいしん出身者のほうが不遇や、という声があるくらいです(笑)。例えば相互信用金庫ですが、ここは平成14年に破たんして一部事業を譲り受けましたが、従業員は全員解雇されています。そこでうちは採用試験をして111名を採用しました。今では相信出身者のうち、数人が役員や執行役員になり、支店長も12~3人になってますよ。」

★ 本部が支店を支援する

——活性化のために他に何をされていますか?

「業務推進部を作って、大阪の南部と北部に常務を一人ずつ配置し、さらに執行役員を付けています。何をしてるかという、支店長を攻撃面も防御面もサポートし、叱咤激励する。内部監査や検査部みたいな本部から来た後ろ向きの仕事ではなく、本部が支援するわけですね。そうすると支店長も手を抜くわけにはいなくなるんです。」

「うちは新入職員のほとんどに渉外をやらせます。ただ、学生まで大事に育てられた若い子にいきなり融資を取って来いは難しい。そこで、融資特別推進班を作りました。4チーム、16名おります。『動く支店』と呼んでいます。サッカーで言うたら、『アシスト』をする役目ですね。若い子と同行して指導しながら融資の道を付けます。」

★ メンタルケアに力を入れる

「それでも職員の中には精神的にしんどくなる者もいます。そこでうちはメンタルケアにも力を入れてます。『メンタルヘルスマネジメント試験』を受けさせていま



大阪信用金庫 本店

す。職員1600名中既に1200名が合格しています。そのせいか、いっぺんだめになっても職場復帰する人が多いので、商工会議所など色んなところでその取り組みについて紹介されています。」

「店舗を非常にきれいにしていってます。それと職員には明るい声で発声せえと。これは徹底してますねん。支店が楽しく仕事する。支店長には、『君らの後ろに誰もおれへんやないか。本社に偉そうに言うやつがおっても支店にはおれへんやろ。君らの思うようにやれ』と言ってますねん。」

★ 女性は特性に合わせて活用

——女性の活用についてはいかがですか？
「女性の特性に合わせて当金庫の業務をしていただくのがええんやないかと思ひます。ちょっと、幸さんがいてはるのに言いにくいんですが(笑)、女性は支店長には向かないと思ひますねん。汗水たらして働いている中小企業のおやっさんが「金貸してくれ」って言うてくる。融資書類を一所懸命書いて、『あきませんでした』とポーンと断られる。おやっさん頭に来よるんすな。なかなかうまく行きませんでした。」

「ところが、住宅ローンや投資信託、投資アドバイザー(TAと呼んでいひます)。これは女性には向いていひました。投資信託の価格が下がった場合でも女性ではあまりクレームを受けない。TAは各店一人ずつ置いたんですが、最初はみな嫌がった。でも、営業表彰のときの食事会にTA上位10人呼ぶ。そうすると『私もやる』と言ひ出し、逃げなくなる。手当を出し、今ではエリート意識が出てきまして、うまく循環するようになりまひました。そして、投資信託の残高は数年で300億円に達するまでになりました。」

——出産や育児後、復帰される女性が多いようですね。「多いんですよ。うちは復帰しやすい環境なんすな。うちは合併が続いている間、新卒を採用しませんでしたから、そうした隙間を埋めることもできました。」

★ 卸売市場で鍛えられた商売人感覚

——理事長は“商売人”という感じがしますが、それは営業経験からくるものですか？

「私は大阪福島の商売人の子ですねん。食料品雑貨店です。父親は戦争で亡くなり、父の弟が母と再婚し、その商売を継いでいひました。ところが、義理の父が難聴を患ってしまい、私が商売を手伝わないといけなく

なりまひました。毎朝中央卸売市場に仕入れに行くのですが、私が耳代わりになってついていくわけです。」

——いつ頃の話なのですか？

「中学3年生からですわ。新大阪の支店長を終えるまで、つまり47歳頃までやりました。」

——えー！それはすごい！

「朝、市場に行ってそれが終わってから支店に出社です。もちろん、金庫内では了解を得てますよ。」

「そのときに商売人とは何たるものかがわかりまひました。大阪の商売人はすぐ騙しよるんすわ。隙を見せたらすぐ吹っかけよる。これは生きた学問でした。」

「そして、母親が厳しかった。市場に行くのが当たり前なので、今日はちょっと眠たいからと言ひたら、何言ひてんの！と怒られますねん。それは高校受験の日でも同じでした。」

「ですから、社会人になってから、信用金庫の人たちは甘いと思ひました。市場は生き馬の目を射抜くような世界でしたから、油断したら騙される。おやっさんは耳聞こえないから、自分がしっかりしないと高いのをつかまされるし、そうしたら店で高く売らなあかん。そのあたりで商売人感覚は培われまひました。」

★ 人は活かして使うもの

『人は活かして使うもの』と私はよく言ひます。どんな人間でもええところを見つけて、活かさな損ですわ。部下を非難ばかりしてつぶす上司はようけいひますねん。私は『お前はあほか、つぶしてどないすんねん。活かさなあかんやないか』と言ひますねん。」

「私は建前がきらいですな。本音人間です。本音ばかり言ひると誤解も受けやすい。でも、建前ばかり言ひるのは時間の無駄ですわ。」

よう建前ばかりワーワー言ひ人おりまっしやろ。そういう人には、『そんで何が言ひたいねん』

と言ひます。」

——理事長としてどんな夢がありますか？

「勇退することが夢すな(笑)。部下にもっと優秀な職員がいるにもかかわらずだめにしているのではないかと思ひることがあります。色々な人に意見を聞いて私が必要とされるなら、もう少し続けたいと思ひます。」

——本日はお忙しいなか、ありがとうございました。



右から樋野理事長、林 幸

経営倶楽部

第87回 経営倶楽部

平成27年4月25日

『どうなる大阪！？』～いわゆる都構想住民投票に向けて～

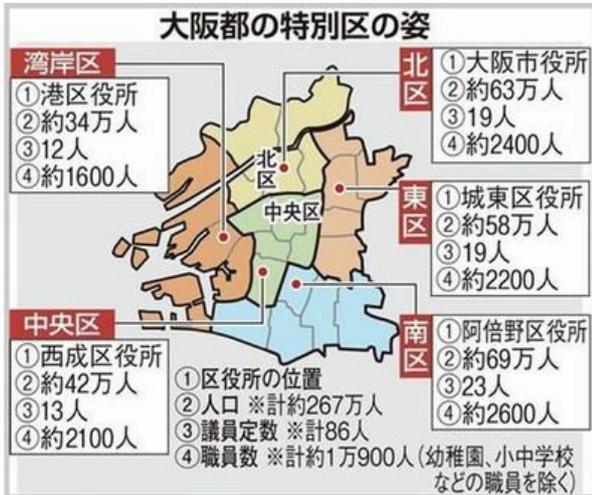
講師：前大阪市長 平松 邦夫 様



都構想住民投票が5月17日に実施され、結果はご承知のとおり僅差で反対票が賛成票を上回り否決されました。住民投票を前に、都構想に関する疑問点や考え方の整理を試みるため、最初に基礎知識を参加者で共有、続いて前大阪市長 平松邦夫氏に「どうなる大阪！？」と題してご講演をいただき、最後に市民の目線でのパネルディスカッションをしました。来月の知事選・市長選を前におさらいしてみました。(公認会計士 塩尻 隆夫)

◆市民に何が問われていたのか？◆

5月17日の住民投票は「特別区設置協定書」の是非を問うものでした。特別区設置協定書の柱の一つは大阪市を分割し5つの特別区を設置するというもので、以下の図をよくご覧になられたことと思います。



特別区設置協定書によると、大阪市が廃止されることで大阪市長と大阪市議会議員はいなくなり、代わりに各特別区に区長・区議会が設置されます。

特別設置協定書のもう一つの柱は、大阪府と特別区の事務分担に関する定めです。協定書の要旨によれば、大阪市が担う仕事のうち、教育や福祉は特別区が継承するものの、都市計画やインフラ整備といった広域行政は府に移るようです。しかし、分からないことが多く、都構想に関する疑問点や考え方を整理しようというのが今回の企画です。都構想のメリットとされるのは二重行政の解消ですが、基本的な事柄なのでここではパネルディスカッションの様子からお伝えします。



賛成派役と反対派役のパネラーの皆さん

◆二重行政は存在するのか？◆

パネルディスカッションで賛成派役、反対派役双方のパネラーが意見表明した後、会場からの質問は「二重行政とは何か」ということでした。賛成派役パネラーに二重行政の定義について解説が委ねられましたが、パネラーが参加者に伝わるように説明することは困難を極めました。そこで、コーディネーター役の光行が図を記しながら、賛成派・反対派双方の意見を整理します。

どうやら、賛成派は①同じ施設の重なり合い②府と市で権限が重なっている部分での方向性の違いを二重行政であるとして指摘し、反対派は大阪府の仕事を府と政令指定都市で分担しており、二重行政はないと主張しているようです。



コーディネーター役の光行

【賛成派が用いる二重行政の説明図】



(資料：都構想パンフレットより抜粋)

仮に、都構想が実現しても、一部事務組合が設けられた場合には、府と特別区と組合で重複が起こり得る(二重行政)ことがパネルディスカッションでわかりました。一部事務組合は、ごみ処理や消防など小さな自治体単独では担えない仕事を担う仕組みらしく、簡単には気が付けない視点です。

二重行政のムダをなくし豊かな大阪を作ることが大阪都構想の前面に出ていますが、都構想の設計図である「協定書」には、「二重行政」という文言は一言も書かれていないので不可解です。都構想は当初から二重行政の解消が狙いだったのでしょか。

◆大阪都構想は途中で変わっている！◆

平松さんからは、非常にわかりやすく大阪都構想についてのこれまでの経緯、住民投票の性質などお話しいただきました。平松さんによると、大阪維新の会による大阪都構想の当初案は、右図のように大阪市のみならず堺市他の大阪市周辺の市域をも対象とし、より広い関西州の形成（いわゆる道州制）をも念頭にしたもので、それが、大阪市を分割して5つの特別区を設置する案に至ったのは、2013年の堺市長選挙がキッカケだそうです。



堺市を分割する構想に反対する現職の竹山市長が、大阪維新の会の候補者を破り再選を果たしたことから、堺市が特別区に事実上再編されなくなったのです。

竹山市長は選挙戦で、「大阪府と堺の間に二重行政は無い」、「堺は一つ」ということを堺市民に訴えたと、平松さんは言葉を続けます。堺市は、一般市・中核市を経て政令指定都市移行まで、大阪府と役割分担して行政運営を進めたからこそ、現状で何ら大阪府との間に二重行政はないという主張です。

もし、大阪市と堺市が一緒になって都構想の中核を担えば、2つの政令指定都市が合併するような強力で違った構想になったでしょうが、堺市民からNOを突き付けられ、堺を都構想に取り込めなくなったのは橋下市長にとって大打撃だったと講演を聞き感じました。

橋下知事(当時)の支援を受けて2009年の堺市長選挙で当選した竹山市長が、なぜ橋下市長と対立したのでしょうか。対立はこれにとどまりませんでした。

大都市地域特別区設置法に基づき設置された特別区設置協議会にて、都構想の本格的議論が開始されましたが、区割り案の絞り込みで大阪維新の会と他会派との間で議論が紛糾、対立が続きました。2014年の出直し市長選挙で橋下市長が当選しても対立したままで、その後、公明党が住民投票を行うことには賛成と姿勢を転換したことで何とか住民投票にこぎつけました。

◆住民投票後の「どうなる大阪」◆

住民投票の結果を受けて、橋下市長は記者会見の場で、任期は全うするものの、次の市長選挙には立候補せず、政界を引退する意向を表明しました。しかし、9月15日の新聞報道によれば、「大阪維新の会の政治方針を曲げることなく、第2ステージに進む」と橋下市長は述べたそうです。橋下さんが知事から市長に代わった頃の次の言葉に主張の原点を感じます。

「明治時代から続いている中央集権体制、そして国と地方の無責任なもたれ合いの融合型の統治機構ですね、とにかくこの仕組みを変えなければ日本は何も変わらないし、変わらない。だからまず大阪の統治機構、行政システムから変えたいと思っています。(中略)今の日本のありとあらゆる領域は、民主主義の名の下に決定できない、決定してないから責任を取らないという枠組み・仕組みになっている。知事や市町村長の仕事もそうですし、教育行政も誰が責任を取っているのかわからないような仕組みになっている。僕はこうしたおかしな仕組みを変えて、決定できる民主主義、責任を取る民主主義にしたいのです。(PRESIDENT 2012年2月13日号より)」

一方の平松さん、2014年の市長選では橋下市長の政治的な思惑に利用されたくないとして立候補を見送りましたが、「いっしょにやりまひよ」と私たちに呼びかける今回は、市長選ではなく知事選に出馬するとの噂で松井知事との対立を予感させます。

対立続きで何も決められず、課題が解決しないまま低迷し、誰も責任を取らないのは御免です。次こそ、敵味方で人を分けず、みんなをその気にさせて巻き込み、長期ビジョンの設計図づくりを進めて欲しいものです。



【ご意見・ご感想いただきました】

◆ 世間では都にするのは二重行政が問題であると言われるが、実際には二重行政の問題ではなく、市と府の権限争いであることがよく分かりました。◆ 特別区5区になることは、政令指定都市の返上、中核市以下程の扱いになる可能性があるというのがわかりました。

この他、大変参考になったとのご意見をたくさん頂きました。ご参加頂いた皆様、ありがとうございました。

経営倶楽部

第88回経営倶楽部

平成27年7月18日

『戦後70年・語り継ぐ昭和史』～戦前・戦中・戦後を振り返って～

講師：経済・経営評論家 泉 和幸 先生



今上天皇が新年所感で「満州事変に始まる戦争の歴史を十分に学び、今後の日本のあり方を考えていくことが、今、極めて大切なことだと思っています」と述べられました。私達にとって戦争は遠い過去の話であって、歴史を学ぶ機会はなかったように思います。そのような私達に、太平洋戦争時代を陸軍幼年学校で過ごされた泉先生がご自身の体験した戦争を語って下さいました。泉先生のお話は多岐に渡る非常に濃い内容で、紙面で十分にお伝えすることはできませんが、お話の一部を要約し、ご紹介します。（公認会計士 藤原 良樹）



□ 太平洋戦争へと至る道（戦前）

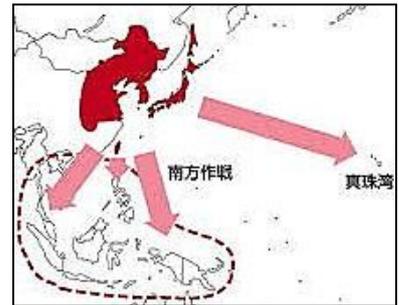
日本は明治維新以降、富国強兵政策を推し進め、「眠れる獅子」といわれた清との戦争に勝利すると、多額の賠償金を清に請求し、その賠償金を基に八幡製作所を作りました。この鉄鋼生産力が近代国家への重要な後押しとなりましたが、中国人は恥辱の戦争と呼び、反日運動のベースとなりました。その後、当時の中華民国に対して「対華21箇条の要求」を突き付けるとともに、河本大作や石原莞爾らを中心とする関東軍は満州へ侵攻し、昭和6年に柳条湖付近の南満州鉄道を爆破したことをきっかけに軍事行動を起して数か月後には満州全土を占領しました（満州事変）。

近代国家となった日本は欧米列強に倣った政策を進めていったのです。満州事変に対して、国際連盟から派遣されたリットン調査団から、自衛といえるところもあるが、やりすぎであるとの報告がされました。この報告に対して、自衛を主張する日本は満足せず、国際連盟を脱退することになります。

満州事変の翌年に五・一五事件、その4年後には二・二六事件が起こり、政治に対する軍部の影響が大きくなっていきます。二・二六事件は皇道派と呼ばれる陸軍の青年将校が起こしたクーデター事件です。この時、私は7歳でした。私の家庭は祖父が明治天皇や大正天皇の侍従武官を務め、父も士官学校を卒業し、陸軍大佐を務める軍人の家庭でした。二・二六事件の夜、父が夜中に当番に起こされて家を出て行ったのをうっすらと覚えています。当時11歳の私の姉は、父が軍靴を履きながら母に「拳銃を出せ」と言い、母が渡したピストルを持ち、軍曹とともに出て行ったことを覚えているそうです。父は、この二・二六事件は日本が道を大きく踏み外した軍事事件であると言っていました。

□ 開戦とその後の展開（戦中）

日本は満州事変以降、蒋介石を中心とする中華民国との日中戦争（15年戦争）を継続していました。一方で、欧米に対して



は、海軍がアメリカのハワイ真珠湾、陸軍がイギリスの植民地であるマレーシアのコタバルにそれぞれ奇襲攻撃したのを皮切りに、太平洋戦争が勃発しました。日本軍の奇襲作戦は成功し、マレー作戦の司令官である山下奉文中将がシンガポールのイギリス軍防衛軍司令官のパーシヴァル中將に「Yes or No」と無条件降伏を迫ってイギリス軍を撤退させるなど、優位に進めました。朝日新聞をはじめとする威勢の良いマスコミはこれを扇動しましたが、真珠湾攻撃の翌年のミッドウェー海戦で大変な敗北をして、そこから日本は劣勢に立たされます。劣勢になった要因は、陸軍と海軍がパートナーとして協力すべきであるにも関わらず、意見が食い違い、対米戦略が常に後手に回っていたことが挙げられます。

山本五十六はアメリカとの戦争について、半年は耐えられるが、圧倒的な生産能力の違いから、それ以降の海洋戦は敗北するだろうと語っていました。山本五十六の展望は大局的な視点から見た的確な判断ですが、首脳部は目先の局部的・現実的な問題を重視するあまり、太平洋戦争を開戦するという誤った判断をしてしまったのです。「勝兵は先ず勝ち、後に戦う」ということが重要ですが、日本は「敗兵は先ず戦いて、後に勝ちを求む」だったのです。

祖父や父の影響から、軍人になることを志していた私は、昭和19年(中学2年の時)に陸軍幼年学校の受験に合格しました。陸軍幼年学校は、全国に6箇所しかない陸軍の士官候補生を養成する学校であり、今でいうと東大に入ったようなもので誉れです。幼年学校に合格した時は、母校の中学校で朝礼台に立って全校生徒にスピーチをするという晴れがましい体験をしました。また、幼年学校の学生は赤いマークを着けていましたが、それを見た兵長以下の年輩の兵隊は幼年学校の学生に敬礼しなければならないという特別な立場でした。私が幼年学校に入ったことで、周りも「さすが、軍人の家だ」と言い、姉も胸を張っていました。

一方、父は昭和19年にサイパン島防衛のために後方主任参謀として31軍に編入され、小畑陸軍中将とともにサイパン島防衛のためにパラオ諸島に向かいました。この時、父は私に「自分はもうすぐサイパンに行くが、君は幼年学校を受ける。もし、幼年学校に行ったならば、立派に責任を果たしてもらいたい」と言い残して向かいました。しかし、米軍にサイパン島の上陸を許し、2週間でサイパン島は制圧されました。この時、司令官の小畑中将は自刃しましたが、父は死ぬことができませんでした。軍人にとって、死所を得られないことは恥ずべきことで、幼年学校出身の陸軍少将に「敗残参謀よくぞ来たな。まだ、仕事をするのか」と言われ、思わず軍刀を抜きそうになったそうです。結局、父はサイパンで終戦を迎えることとなります。

□ 終戦を迎えて(戦後)

昭和20年に入って、いよいよ敗戦が濃厚になり、広島と長崎への原爆の投下やソ連の参戦を経て、日本はポツダム宣言を受諾し、連合国に対して無条件降伏して終戦となります。

日本の占領政策を実行していたGHQは、当時の首相である東久邇宮に対してトルーマン要求3項を突きつけます。これは、①公用語を英語に ②社会政策はキリスト教をもとに ③通貨をドルに というもので、日本に実質的なアメリカ化を求めるものです。しかし、東久邇宮と当時の外相の重光葵は「この3項目はポツダム宣言に記載されていないトルーマンの独断によるものである。」とGHQに抗議し、マッカーサーもこれを受け入れたため、GHQの政策から外されました。

終戦以降、取り巻く状況が一変しました。戦勝国の

中国人や反戦運動家等が私の家を含む軍人の家に石を投げつけるようになりました。また、幼年学校から中学校に復員した際に、中学校で尊敬する人物を尋ねられ、「A級戦犯の方々の責任の取り方を尊敬しています」と答えたら、「やはり、幼年学校卒業の右翼の少年だ」と全校生徒に笑われたことも印象に残っています。これまでチャホヤしてくれた町の商店も家に来なくなり、世間の価値観が大きく転換すると、大衆の行動も変わることをしみじみと実感しました。



家族が九州へ引き上げた昭和24年に、父がサイパンから復員しました。母や姉が喜んで父を迎える中、幼年学校から復員したばかりの私は「敗残軍の指揮官には会いたくない」と、歓迎の言葉を発しませんでした。私にとって苦い思い出です。軍国少年として育った私は、終戦後もしばらく軍国少年として居続けました。

□ 今後の新しい70年に向けて

戦争を始めざるを得なかったポイントはどこにあるか?と問われると答えは満州事変になります。満州事変は河本大作や石原莞爾ら関東軍が起こしたのですが、背景として当時の満鉄を軸とした日本の幼い資本主義が、欧米を中心とする世界の資本主義の前に屈服したことから始まったものであると言えます。

現在、中国はAIIBという新しい世界金融秩序を作ろうとしています。それに対し米国や日本はどのような嫌がらせをしているのでしょうか?この嫌がらせは日本に対して、資源輸出を制限したアングロサクソンの政策に通じるものがあるのではないのでしょうか?

我々の背景には多くの歴史があります。この歴史を学ぶことなく、眼前の問題だけで進路を決めることは軽薄な動きです。最近の百田氏を中心とする自民党若手青年局のような誤った感情的な動きをしないためには、1840年のアヘン戦争から明治維新を経て、終戦までの70年間の歴史を学び、絶えず慮りながら、今後の70年に向かって臨んでいく必要があります。(完)



税制トピックス

「マイナンバー制度の導入」のことも気になりますが、そのことは本誌10頁に譲ります。以下では、平成27年度から適用されている税制改正項目の内、重要性が高いと思われる「ふるさと納税制度の改正」、「地方法人税の創設」及び「法人の住民税の均等割額の判定基準の改正」などを取り上げ、また、平成28年から適用が開始される改正項目を取り上げました。(税理士 古田 茂己)

□ ふるさと納税制度の改正

ふるさと納税制度とは、個人が地方自治体に寄附を行ったときに、所得税と住民税から一定額を控除することのできる制度です。「ふるさと」は生まれ故郷でなくてもよく、複数の任意の自治体に寄附を行うことも可能です。また寄附のお礼として特産品等を郵送してくれる自治体もあります。

控除できる金額については、寄附金額のうち2,000円を超える金額について、従来は個人住民税の所得割額のおおむね1割を上限としていたものを、おおむね2割を上限とすることとされました。制度の仕組みから、個人の所得に応じて控除できる額が異なり、所得税が非課税の人や住民税が均等割だけの人が寄附を行っても控除は受けられません。

また、平成27年4月1日以降の寄附について、確定申告が不要となる特例制度が創設されました(「ワンストップ特例制度」といいます)。

この特例制度は、もともと確定申告をする必要がない給与所得者等を対象に、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の自治体に提出することで、確定申告を不要とする制度です。「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」は、ふるさと納税の寄附先の自治体から取り寄せて、必要事項を記入します。

なお、この特例制度の適用を受けると、所得税からの控除は行われずに、ふるさと納税を行った翌年6月以降の住民税から所得税分も含めた控除額が控除されます。また、平成27年3月31日までにふるさと納税を行った場合、あるいは6以上の自治体にふるさと納税を行った場合は、この特例制度の適用は無く、確定申告を行う必要があります。

□ 地方法人税の創設と法人住民税の税率引下げ

① 地方法人税の創設

平成26年10月1日以後開始する事業年度から、新たに地方法人税(国税)が創設されました。各事業年度の所得に対する法人税額に4.4%の税率を乗じて計算されます。

② 法人住民税の税率引下げ

平成26年10月1日以後開始する事業年度から、法人住民税の税率が次のとおり引下げられました。

区 分	改正前		改正後	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民税	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%

(注) 法人住民税の税率の引下げ分相当が新設の地方法人税率となっていますので、法人としての納付税額はほとんど変わりません。

□ 法人の住民税の均等割額の判定基準の改正

法人の住民税の均等割額は、法人税における資本金等の額(原則として、資本金と資本準備金の合計額)に応じた均等割額を納付します。

平成27年4月1日以後開始する事業年度から、法人の住民税の均等割額は、基本的には法人税における資本金等の額で判定しますが、以下の3項目に該当する場合には、例外規定が設けられました。

項 目	変更後例外判定
①利益準備金やその他利益剰余金による無償増資(利益の資本組入れ)を行った場合	「資本金等の額と利益の資本組入れ額の合計額」で判定します。
②無償減資又はその他の資本剰余金による欠損金の損失処理を行った場合	「資本金等の額から損失処理額を控除した金額」で判定します。
③住民税における資本金等の額が期末時点の資本金と資本準備金の合計額を下回る場合	「資本金+資本準備金の合計額」で判定します。

従来は、利益の資本組入れを行っても、無償減資等による欠損金の損失処理を行っても、法人税における資本金等の額は変更されないため、決算書等に記載されている資本金等の額と異なる金額で住民税の均等割額を判定していましたので、今回の改正が行われました。②に該当する法人では、均等割額が減額される可能性があります。①と③に該当する法人では、逆に均等割額が増額する可能性があります。

なお、今回の改正は、①から③までの行為を今後

行う法人だけでなく、過去にこれらの行為を行った法人についても適用されることにご注意ください。

過去に欠損金の損失処理を行った法人は、株主総会の議事録等の添付を求められることもありますので、キチンと保管されているか確認してください。

□ 税務書類関係のスキヤナ保存制度の見直し

スキヤナ保存制度とは、税務署の承認を受けた者が一定の要件を満たすことにより、領収書、納品書、契約書、約束手形などをスキヤナで取り込み、原本を保存することに代えて電子データとして保存できる制度です。ただし、帳簿、決算書類については電子データでの保存は認められていません。

電子データとして保存できるのは、現行では3万円未満の契約書・領収書でしたが、改正によって金額基準が廃止され、すべての契約書・領収書等が電子データとして保存できるようになりました。また、従来は、画像の信ぴょう性を担保するため、電子証明書とタイムスタンプの両方が必要でしたが、改正によりタイムスタンプのみでOKとなりました。

以上のように、適用要件は緩和されましたが、スキヤナ保存制度を導入するに当たって越えなければならない次のようなハードルがあります。

- ① タイムスタンプのシステムを導入する必要があり、登録費用や月額利用料で年間10万円程度のコストが生じる。
- ② 電子データの確認・改ざん防止施策・日々の運用方法などを記載した「規程」を作成する必要がある。
- ③ 取り込んだ電子データを削除・修正または画像に追記した場合は、履歴をシステム管理する必要がある。スキヤナ保存制度を採用するに当たってはシステムの導入が不可欠です。システムの導入費用及び月々のランニングコスト、また、書類をスキヤナする手間も決して少なくありません。従って、このようなコスト・手間と現状の書類保管のコスト等を十分に比較検討した上で導入の可否を決定してください。

将来、スマホのデータがそのまま保存できるようになると使い勝手がいいものになると思いますが・・・。

□ 超富裕層の管理体制の強化

平成26年から近年の資産運用の多様化等を背景に、大都市圏の国税局では、プロジェクトチームを組んで超富裕層の管理・調査体制の強化を図っています。

超富裕層に該当するのは、①「見込保有資産総額が特に大きい者」または②「①には該当しないが、一定規模以上の資産を保有し、特に指定する必要があると認められる者」のどちらかに該当する者です。

超富裕層に該当する人は国税局の管理対象となり、その本人だけでなくその家族や、密接に関連する法人も一体的に名簿で管理されることとなります。

いくらの金額が「見込保有資産総額が特に大きい」とされるのかは不明ですが、一世帯の純金融資産保有額が5億円以上との話もあるようです。

～平成28年以降に適用が開始される改正項目～

□ 給与所得控除の減額

平成28年分以降の給与収入については、以下のよう
に給与所得控除額の上限が引き下げられます。

所得税について	現 行	平成28年分	平成29年分以降
上限額が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除額の上限度額	245万円	230万円	220万円

(注) 住民税については1年遅れて適用されます。

□ NISAの年間投資上限額を120万円に引上げ

少額投資非課税制度(NISA)の年間投資額の限度額が、平成28年分から120万円(改正前100万円)に引き上げられます。

□ ジュニアNISA制度の創設

平成28年4月以降、両親や祖父母が未成年者である子や孫のためにNISA専用の口座を証券会社等に開設して投資する(子や孫への贈与になります)場合に、年間80万円の非課税枠が設けられました。

□ 特定空家等に指定された宅地の固定資産税

住宅用地に対する固定資産税は減額される特例がありますが、平成28年分から、市町村長に倒壊の恐れのある危険な空家と指定された場合の敷地は、この特例の対象から除外されます。

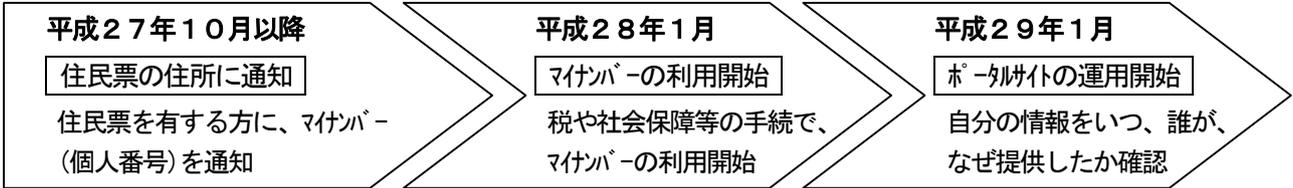
□ 財産債務明細書の見直し

平成28年1月1日以降、「財産債務明細書」は「財産債務調書」と名称が改められ、記載事項は「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書と同様の記載内容になります。また提出基準も、年間の所得金額が2千万円超の者で、その年の12月31日において「所有する総資産額が3億円以上」、または、「所有する有価証券等で1億円以上」のどちらかに該当する者となりました。

マイナンバー制度

平成27年10月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まり、大企業だけではなく中小企業・個人事業主など従業員（パートやアルバイトを含む）を雇用する全ての事業者がマイナンバーを取扱うことになりました。ここでは、マイナンバー制度のあらましや取扱・事務処理上のポイントについてご説明します。（税理士 小林 匠）

マイナンバー制度実施の流れ



◆ マイナンバー制度のあらまし

マイナンバー（以下、「個人番号」といいます）制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤だとされています。そのために、年金・雇用保険・健康保険の手続、生活保護その他の福祉サービスの給付、確定申告などの税の手続等、法律で定められた事務に限って個人番号が利用されることとなります。

◆ 個人番号の通知と個人番号カードの交付

平成27年10月から、一人ひとりに個人番号（12桁）の記載された「通知カード」（※1）が住民票の住所に簡易書留で郵送されます。続いて、平成28年1月以降に社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まり、申請により「個人番号カード」（※2）が交付されます。申請には、郵送による申請（通知カードと同封の申請書に顔写真を貼って返送）や、WEBによる申請（パソコンやスマートフォンにより、デジカメ等で撮影した顔写真をフォームに添付してオンライン申請）があります。交付は市役所等の窓口で行われます。なお、個人番号は原則として生涯変更されません。

※1 「通知カード」には、氏名・住所・生年月日・性別と個人番号が記載されます。通知カードには顔写真が入っていないため、本人確認のときには、別途、顔写真が入った証明書等が必要になります。

※2 「個人番号カード」には、氏名・住所・生年月日・性別と個人番号が記載され、本人写真が表示されます。個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用することができます。

個人番号カードに搭載されるICチップには、所得の情報や病歴などの機微な個人情報は記録されないため、個人番号カード1枚からすべての情報が分



かることはありません。なお「氏名、生年月日その他によって特定の個人を識別できるもの」を「個人情報」、「個人番号を内容に含む個人情報」のことを「特定個人情報」と呼びます。

◆ 事業者の留意点

事業者は社会保険の手続や源泉徴収票など行政手続に関連する書類を提出するため、従業員などから個人番号の提供を受け、書類に記載することとなります。なお、個人番号は法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、その管理に当たって、事業者に安全管理措置が義務付けられます。

＜個人番号の記載が必要な帳票と記載開始時期＞

・源泉徴収票 ・扶養控除等（異動）申告書	平成28年分の給与所得から
・報酬・不動産使用料の支払調書	平成28年分の支払から
・雇用保険の書類	平成28年1月1日から
・健康・厚生年金保険の書類	平成29年1月1日から

また、平成27年10月から、株式会社などの法人に「法人番号」（13桁）が通知されます。法人番号は個人番号と異なり、誰でも自由に確認することができます。また、インターネット上に公表される情報（名称・所在地・法人番号）は随時更新されます。

◆ 事業者の事務処理

① 従業員からの個人番号の取得

従業員から個人番号が記載された書類（扶養控除等申告書など）を取得します。取得の際は、「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」等で利用することを通知します。また、個人番号を取得したら個人番号カードなどで本人確認

を行うこととなりますが、従業員の本人確認については、雇用関係にあつて本人に相違ないことが明らかである場合は身元確認（個人番号の持ち主であることの確認）の必要はありません。もし、従業員から個人番号の提供を受けられない様な場合であっても、個人番号の記載がないからといって行政側が提出書類を受理しないということはありませんが、従業員へ提供を求めた経過等を記録・保存して、事業者が記載義務を怠っていないことを明確にしておく必要があります。

②個人番号の記載が必要な書類

【年の途中に処理する書類】

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格取得届 など

【年末に処理する書類】

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・給与支払報告書 など



従業員以外に、税理士や大家・地主などからも個人番号の取得が必要となります。取得の際は、「支払調書作成事務」等での利用を通知するとともに、本人確認が必要となります。

③従業員の退職等

個人番号を含む個人情報は、雇用契約などの継続的な関係がある場合や、法令で一定期間保存が義務付けられている場合（例えば、扶養控除等申告書であれば7年間）など、必要がある場合だけ保管が認められています。保管の必要がなくなったら個人番号を廃棄又は削除するようにしましょう。なお、個人番号が書かれた書類は、シュレッダーや溶解処理を行うなどの配慮が必要となります。

◆ 取得や保管等での留意点

①個人番号の取得時

個人番号に関する事務処理のために必要な場合に限って、本人等に個人番号の提供を求めることができます。なお、法律で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはいけません。

②保管時

収集した個人番号は、漏洩しないよう「適切な管理のために必要な措置」を講じて保管・管理する必要があります。個人番号が記載されている書類をカギのかかるところに大切に保管するようにし、個人番号が保存されているパソコンをインターネットに接続しない

様にする等の対策が必要となります。また、個人番号を取り扱う人を決めておき、個人番号を記載した書類の作成や提出などの状況を業務日誌などに記録するのが良いとされています。

③罰則や損害賠償

個人番号を利用する事務、個人番号に関する事務などに従事する者や従事していた者は、次のような場合に罰則の対象となりえます。

- ・正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合
→4年以下の懲役または、200万円以下の罰金（※3）
- ・業務に関して知り得た個人番号を自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供、又は盗用した場合（※3）
→3年以下の懲役または、150万円以下の罰金

※3 両方が科される場合もあります。

また、上記の場合とは別に、故意でなく過失であったとしても、情報漏洩した場合には事業者としての信用問題となり、情報漏洩による民事上の損害賠償責任が問われることもあります。最近では、損害保険会社が個人番号の漏洩を補償対象とした保険を取り扱い始めました。



④個人番号に関わる業務の委託

事業者は、個人番号に関する事務の全部又は一部の委託をする場合、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければいけません。

⑤従業員への周知

従業員の皆さんに基本的なことを知ってもらうことも必要です。簡単なリーフレットが内閣官房のHPに掲載されていますので参考としてください。

→ [マイナンバー サマリ版 PDF](#) でWEB検索できます。

◆ おしまいに

マイナンバー制度の開始に伴い、事業者の負担と責任が増えることとなります。事業者としては、最小限の労力で、効率よく、漏れの無い情報管理を徹底していきたいものです。

相続・贈与

子や孫への生前贈与のポイントと非課税制度

高齢者の保有資産の若年層への移転を促進する経済政策としての「教育資金の一括贈与の非課税制度」に加え、平成27年4月から「結婚・子育て資金の贈与の非課税制度」ができ、信託銀行、銀行、証券会社などが大忙しだそうです。相続税の基礎控除額が従前の6割となり課税対象範囲が広がることもあって、生前贈与への関心が高まっています。以下、生前贈与のポイントをまとめてみました。(税理士 林 幸)

＊ もともと生活費や教育費援助は非課税 ＊

一つ目のポイントは、もともと子や孫に生活費や教育費を援助することは当然の扶養義務とみなされ、非課税だということです。例えば、入学金、留学渡航費、あるいは挙式費用、出産費用等を、節目ごとに孫にプレゼントするというのはごく自然なことで、贈与税の対象とはならないのです。但し、必要な都度必要なだけ支出して残らないことが大事です。



＊ 節税を優先すると何か間違ふ ＊

毎年100万円ずつ10代の孫にやっているという方がいらっしゃいました。その方に「お孫さんは喜んでおられますか」と聞くと、「いやあ〜『どうせ相続対策やろう』と言いますんや〜」とのことでした。

また、相続対策にもなるからと、自宅敷地に賃貸マンションを借入金で建てられるとのこと。聞くと、建設予定の自宅敷地には、植木や季節の草花を植え、「世話をするのが楽しみなんです」とおっしゃいます。

この方は、一所懸命働いて無駄遣いせず財産形成をしてこられ、今度はその財産をできるだけ減らさずに子や孫に残してやりたいと考えておられたのです。

将来のリスクや相続時の分割の問題等を申し上げ、「ご夫婦で世界旅行されるなど、良い思い出を作られたらいかがですか」と言うと、ぱっと表情が明るくなり、「そうします」と帰って行かれました。

相続対策を考える前に、ありがたい生活や子や孫に望むこと、最終的にどんな財産をどのように相続するかを考えることが大切です。

＊ 子や孫の名義預金の注意点 ＊

孫名義の定期預金をして、孫が無駄遣いするからと、通帳と印鑑は渡さないとしたらどうでしょうか。

贈与は双務契約で、「あげた」「もらった」の合意が必要です。もらったのですから、もらった財産を自由に使えないともらったことになりません。

相続税の税務調査で申告漏れ等が8割以上、その内最も金額の多いのが現預金で名義預金も多いそうです。

＊ 教育資金一括贈与の非課税のメリット ＊

必要な都度出してあげるつもりなら、わざわざ口座を作って、いちいち領収証や請求書を添付して払出請求するという面倒なことをする必要はありません。

但し、暦年課税とは別枠ですし、贈る人が亡くなった時の残金が相続財産にならないので即効性のある相続対策になります。一方、もらった子や孫が30歳に達した時点の残金に贈与税が課せられますので、30歳までに必要な教育資金の範囲にしておくことが肝要です。

＊ 結婚・子育て資金非課税制度は考えもの ＊

20歳以上50歳未満の子や孫に1,000万円(結婚費用等は300万円限度)までの拠出金が非課税となる制度で、教育資金一括贈与の非課税制度と違って、贈る人が亡くなった時に残金が相続財産になりますので、相続対策にはなりません。また50歳に達した時点の残金には贈与税が課せられます。



＊ 相続時精算課税制度は要注意 ＊

この制度を使って後悔した人がいます。暦年課税の110万円の非課税枠が使えなくなったからです。

また、名称どおり、相続時には、この制度の適用を受けた財産は相続財産に加算して税額計算を行います。その場合の価額は贈与時の価額ですから相当値上がり期待される場合は有効だといえます。また、もともと相続税がかからないという見込みがあれば早い時期に財産の移転を行うことができます。

＊ 住宅取得資金の贈与の非課税制度のメリット ＊

この制度は暦年課税または相続時精算課税制度との併用が可能です。相続時精算課税制度と併用すると、27年中は最大4,000万円まで贈与税がかかりません。

＊ ジュニアNISAの落とし穴 ＊

ジュニアNISA(9頁)は年80万円まで非課税ですが暦年課税の枠内のことなのです。つまり、年80万円のジュニアNISAをすると110万円の基礎控除は30万円になるのです。また、株式の値下がりリスクや18歳までの引出しには運用益に対する所得税がかかります。

労務管理

～ 年次有給休暇について ～

年次有給休暇、いわゆる「有休」は、広く知られている休暇ですが、労務管理上、とても複雑で難しいので、法律通りに実施されているケースは決して多くありません。また、従業員と紛争になることもしばしばあります。そこで、今回は有休についてご説明します。 (社会保険労務士 泉谷 功)

◆ 年次有給休暇の対象者

「うちの会社は有休がない」、「非正規職員には有休がない」と耳にしますが、どのような形態の職員であっても、平均して週1回の勤務実績があれば、有休付与の対象者となります。所定労働日数が一定しない登録型の職員も対象となります。



◆ 年次有給休暇の付与要件

有休は以下の2つの要件を満たすと付与されます。

- ① 1年間(初年度は6ヵ月以上)の継続勤務
- ② 初年度は6ヵ月、その後については、前1年間の全労働日の出勤率が8割以上

継続勤務とは、在籍期間をいうので、休職期間も継続勤務したものとされます。また、有期契約の更新や雇用形態の変更があっても引き続き雇用している場合は継続勤務とみなされます。なお、出勤率の算定は、所定労働日数を全労働日とするので、所定の休日は含みません。また業務災害による休業、育児介護休業、産前産後休業、有休は出勤したものとみなされます。

◆ 時季変更権

有休は、職員からの請求があれば、その請求した日に付与するのが原則ですが、事業の正常な運営を妨げる場合においては、時季変更権を行使して他の日に付与することもできます。ただし、恒常的な人手不足を理由にする等の時季変更権の行使はできません。

◆ 年次有給休暇の取得方法

有休は、事前請求が原則なので、事後請求は認める必要はありません。事後請求とは、午前0時を超えて請求することなので、当日の朝に取得の申請があった場合でも、欠勤扱いにできます。ただし、これらの事項は就業規則に明確に規定する必要があります。

◆ 年次有給休暇取得時の賃金

有休取得時に支払う賃金には次の3種類があります。

- ① 通常の賃金 ② 平均賃金
- ③ 労使協定の定めによる標準報酬日額

これらのいずれかを就業規則に規定しますが、規定が無ければ通常の賃金となります。通常の賃金とは、

所定労働時間を労働した場合に支払う賃金です。例えば月曜日が3時間勤務、火曜日が8時間勤務の場合で、火曜日に有休を取得すれば8時間分の賃金を支払います。このような所定労働時間が日によって異なる場合には、平均賃金を支払うことをお勧めします。そうすれば取得日によって賃金が変わることはありません。

平均賃金は次の計算の内、高い方となります。

- ① 過去3ヵ月に支払われた賃金の総額
÷ 上記の支払い対象期間の暦日数
- ② 過去3ヵ月に支払われた賃金の総額
÷ 上記の支払い対象期間の実労働日数の60%

また、有休を取得したことを理由に不利益な取り扱いはできないので、皆勤手当を支給する場合に、有休を欠勤扱いとはできません。

◆ 時間単位の年次有給休暇

労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位で有休を与えることができます。労使協定には次の事項を定めます。

- ① 対象労働者の範囲 ② 有休1日の時間数※
- ③ 時間単位で与えることができる有休の日数
- ④ 1時間以外の時間単位とする場合はその時間

※②は1日の平均所定労働時間を下回らないことが条件なので、7.5時間の場合は切り上げて8時間として考えます。例えば1日の所定労働時間が7.5時間で時間有休を5日分与えたとした場合、8時間×5日＝40時間分が時間有休として使用できる時間となります。

◆ 法改正情報

平成28年の4月からは、雇用主に対して、年間10日以上の有休が発生する場合には職員からの希望が無くても、5日間を強制的に取得させる義務が生じるほか、有休の管理簿を作成しなければならないとする法改正が予定されています。



この記事に関することや、人事労務管理に関するご質問・お問い合わせは
泉谷社会保険労務士事務所 まで
 TEL: 072-247-9134 携帯: 090-3654-9749
 メール izumitani-sharousi@oregano.ocn.ne.jp

社会福祉法改正

今日、福祉ニーズの多様化や複雑化に伴い、多様な供給主体が参入する中で、社会福祉法人の役割がますます重要になっています。そのような状況を踏まえ、社会福祉法人制度は、より公益性・非営利性を徹底した制度に改められることになりました。第189回国会が閉幕し、改正法案は継続審議となりましたが、平成29年4月1日(以下、「施行日」)以後施行が見込まれる経営組織のガバナンス(統治機構)の強化に関する規定のうち、評議員及び評議員会を中心にご紹介します。(税理士 林 竜弘)

◆ 評議員会の設置を義務化

全ての社会福祉法人において評議員会の設置が義務化され(36条1項)、重要事項に関する意思決定機関として位置づけられます。(カッコ内表記は、改正条項)

【 主な決議事項 】

- ・ 理事・監事・会計監査人の選任・解任(43条・45条の4)
- ・ 決算承認・理事等の報酬決定(45条の16・30・35)
- ・ 定款変更(45条の36) 等

① **選任方法**：評議員会を構成する評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任されます(39条)。

なお、既存法人では、従前の評議員の任期は施行日の前日で満了し、施行日から新・評議員の任期が開始するものとされていますので、施行日までに、定款の規定に基づき、新・評議員の選任を済ませておく必要があります(附則9条)。そのため、施行日までに定款を変更し、所轄庁の認可を受けておく必要があります(附則7条)。定款変更の効力発生は、施行日後です。

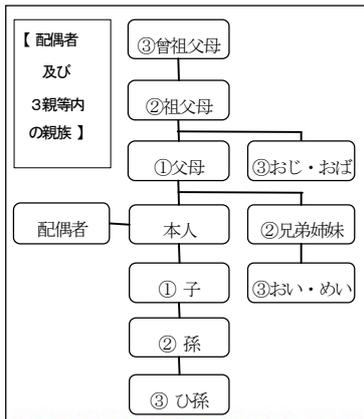
【新旧・評議員の任期】平成29年

従前の評議員の任期~3/31 | 4/1~新しい評議員の任期開始

施行日までに、定款を変更し、所轄庁の承認を受け、新・評議員の選任を済ませておく必要があります。	毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類を作成し、定時評議員会の承認を受けなければなりません(45条の27)。
---	--

② **資格**：評議員は、事理を弁識する能力を有する自然人に限られ、法人や刑に服する者等は評議員になることができません(40条1項)。また、法人のガバナンス

強化の観点から、評議員は、役職員との兼任が認められず(40条2項)、各評議員並びに各役員配偶者及び三親等以内親族等からの選任も認められません(40条4・5項)。



なお、三親等以内親族には、本人から見て、父母・祖父母・兄弟姉妹・おじお婆などが該当しますが、いとは含まれません。また、民法に規定されている「親族」の範囲とは異なる概念ですので、政令などにより親族の範囲について補完されるものと思われます。

③ **評議員の数**：評議員は、理事員数を超える員数が必要とされます(40条3項)。理事の員数は6人以上とされていますので(44条3項)、例えば理事定数を6人とした場合には、7人以上の評議員が必要となります。ただし、小規模法人については、施行日から3年間は4人以上でよいこととされています(附則10条)。

④ **任期**：評議員の任期は、選任後4年(6年に伸長可)以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされます(41条1項)。

例えば、最初の任期が4年の場合、平成29年4月1日から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものは平成32年度となりますので、平成32年度決算の承認を行う定時評議員会終結の時までが任期となります。

◆ 理事・監事の選任等

理事・監事(以下、「役員」)は、評議員会の決議によって選任されることとなります(43条1項)。役員の必要員数は、理事6人以上、監事2人以上です(44条3項)。役員の任期は、選任後2年以内(定款規定による任期短縮可)に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされています(45条)。なお、従前の役員の任期は、施行日後最初に召集される定時評議員会終結の時までとされています(附則14条)ので、新役員の任期は、施行日以後最初に行われる定時評議員会終結の時から開始することになります。

◆ 会計監査人の選任

その事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならず(37条)、その選任は評議員会の承認事項とされています(43条1項)。会計監査人の設置は、施行日後最初の定時評議員会終結の時以後です(附則8条)。



寄稿 安全保障関連法案と
立憲主義

弁護士 四宮 章夫 様

※ はじめに ※

安全保障関連法案に反対する市民の運動が盛り上がりを見せ、8月30日にも国会周辺での大規模なデモが行われました。主催者発表では12万人ですが、警察発表は3万人にとどまり、全国紙は殆ど報道せず、この動きを無視しようとしています。

我国の政治空間でデモの存在感が増してきたのは、東日本大震災後の「脱原発」以降であり、ここ数年で定着した大規模デモは「草の根デモ」と呼ばれています。ほとんどはインターネットを介し、さまざまな生活感や価値観をもつ不特定多数の一般市民が、自由につながり自発的に参加しています。

東京新聞は、「今、安全保障法制で政治が国民世論から離れていくのを目の当たりにして、居ても立ってもいられずに、子や孫たちのため私たちの手で何とかしなければとの思いから、市民が立ち上がっている」と解説しています。公明党の支持母体である創価学会でも、自公連立政権の政策が、求めてきた庶民感覚に基づく平和主義と大きく離れてきたために、党の姿勢に疑問を抱き、デモに参加する会員も現れてきているようです。全国47都道府県の計300カ所以上で開かれた30日のデモは、その場所と参加人員数とで、一連の運動の象徴と成り得たと思います。

※ 安全保障関連法案の問題点 ※



政府与党は、安全保障関連法案の合憲性を説明しようとして、集団的自衛権の行使を日本を守る場合に限定していると強弁したり、砂川事件の最高裁判決が自衛隊の合憲判断を示した等と虚偽の主張を繰り返しています。また、その必要性を強調するために、中国の海洋進出、その象徴としての尖閣列島問題等に触れ、日本が領土を守るためには集団安全保障の枠組みに入ることが不可欠であると説明します。

それがために長時間の国会審議が続き、政府与党は、参議院での採決を強行し、法案は成立しました。

しかし、集団的自衛権の行使は限定的でしょうか。最高裁が自衛隊合憲判決を下したことがあるでしょうか(シエアリングレター47号5頁参照)。恒常的な集団安全保障の枠組が世界に存在しないのに、守っても

らうというのはどういうことでしょうか、等々、批判したいことは幾らでもあります。

※ 今ここで立憲主義に思いを寄せましょう ※

しかし、安全保障関連法案の一番の問題は、立憲主義を形骸化させることにあり、私は思います。

法律が違憲か合憲かは、客観的な法律判断であり、主観的な政治判断で決せられるべきではありません。

衆議院での法案審議の過程で、与党を含めた各党の推薦した憲法学者が全員語った如く、違憲なのです。

第二次世界大戦後ドイツで制定されたボン基本法は、侵略戦争の準備行為を違憲としましたが、1950年代に、占領状態を解消され、西側に参加するに際し、緊急事態体制導入のための憲法改正を行い、その代わりに国民の抵抗権の規定も決めました。

同時期に、我国は憲法を改正せずに、自衛隊を発足させました。野党も、憲法改正の道が開かれることを恐れて、自衛隊の存在を黙認するに至りました。



既に、日本国憲法の定めた立憲主義は、大きく傷つけられています。さらに、立憲主義が崩壊すれば、憲法が保障する国民の自由と権利を侵害する新法も、時の為政者が憲法に適合すると強弁しさえすれば、容易に成立して法的効力を持つことになります。

日本が立憲主義を放棄した途端に、民主主義諸国家の仲間から離脱したことになります。アメリカ以外の全世界が日本を警戒することは自明です。

※ 押付憲法論に対する反論 ※

押付憲法論に対する反論としては、芸人のマルセ太郎の言葉が秀逸ですので、引用します(森正信編著「マルセ太郎記憶は弱者にあり」明石書店)。

「ありゃあ押しつけだよ。日本人にはあんなもの作れるもんか。」と僕はそう思っている。しかしね、憲法を変えたい連中は憲法は押しつけだというくせに、農地解放が押しつけだとはいわない。農地解放がなかったら高度経済成長はあり得なかったのに。それをただ一人も押し付けられたとはいわないのよね、憲法改正論者たちは。だから僕は、「憲法はアメリカの押しつけだと大いに言えよ」って言うんだよ。

私達は、欧米のように血を流して立憲主義を勝ち取ったものではありませんが、今こそ、日本国憲法を死守していく覚悟が必要だとは思いませんか。

Key for Success

第25回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回の発表は、32期生のNPO法人和嬉会愛(わきあいあい)の理事長の中山登貴さんです。登貴さんは大阪出身。名張の地に「住み慣れた地域社会の中で、あなたらしく、共に笑い手をつなぎ、明日が来ることを楽しみに生きる」の理念の元、小規模多機能型居宅介護施設「ファボール鵜(とき)」をつくり、日々奮闘しておられます。以下、同期の江口恭子さんのレポートです。

★☆☆ 楽しいことが大好きな登貴さん ☆☆☆

「楽しい！」が溢れ出ているような登貴さんのお話は、子ども時代から。小さい頃は虫取りなどして外で活発に遊び、中学時代は憧れの先輩を追いかかって部活も勉強も頑張り、思春期は親が勧める反対ばかりへ進み、社会人になってからは「楽しいことが好き」で旅行業へ。旅行商品の販売業務に留まらず、海外旅行の現地プランを企画したり、フリーの添乗員やガイドもされたそうです。同じく旅行社にお勤めのご主人と結婚され、子どもが生まれると、庭付き一戸建ての家が欲しいと考え、選んだのが特急の停車駅で、大阪への通勤圏として発展しつつあった名張でした。名張市の人口の半分以上は大阪から越してきた人達だそうです。

★☆☆ キャディの仕事から介護へ ☆☆☆

名張に生活の拠点を移した登貴さんは旅行業から離れ、近くの保育所併設ゴルフ場で働き、仕事の後にはゴルフもして、新天地の名張で日々を最高にエンジョイしていたところに、バブルの崩壊。ご主人と相談して、自分だけでも景気に左右されない仕事に就こうと、選んだのは丁度注目され出した老人介護の仕事。お年寄りとの同居の経験もなく、福祉に対する強い思いがあった訳でもなく、登貴さん自身が「三日続かないだろうな」と思いながらのスタートだったそうです。

★☆☆ 介護現場に違和感、介護を変えたい！ ☆☆☆

勤めた老人保健施設ではリハビリに関わり、面白く勉強もさせてもらい辞めずに済んだとのこと。しかし老人介護の現場を知るにつけ、違和感を感じ、「おかしい」と思ったそうです。登貴さんはおっしゃいます。「人にはそれぞれライフスタイルがありますよね。介護を受けるお年寄りだってそうです。例えばお風呂だって、体を洗ってから湯船に浸かる人、浸かった後に体を洗う人、様々です。当時の施設の入浴は、まるでベ

ルトコンベヤーに乗せられて人間洗濯機にかけられているようでした。ズラリと車椅子で並ばされ、清潔にするためだけに体を洗われた後、誰が入ったかも分からない使い回しのお湯に浸からせられます。そこにはホッとするとか、入浴を楽しむ要素はありません。我が身をそこに置き換えてみると、耐え難い思いがしました。これはおかしい。直していくべきではないか。」そう思ったことがきっかけで2000年頃、登貴さんは仲間の職員さんと一緒に活動を開始し、2001年に現在のNPO法人の前身となる任意団体を立ち上げました。

★☆☆ 「お年寄りと温泉旅行」ボランティア ☆☆☆

和嬉会愛と命名したそのグループは、在宅で介護を受けている方でも施設入所者でも「外出する楽しみを諦めていたお年寄り」を対象に、温泉や行きたい所に出掛けられるよう補助するのが活動内容でした。登貴さんは休日にボランティアでこの活動をしました。

また、著名な老人介護の専門家を名張に招き、セミナーを開き始めました。現場の介護の質を高め、お年寄りを作業の対象ではなく人として尊重する介護を実現するには、まず仲間を増やして、一緒に勉強することが必要と考えたのです。そして毎回120人規模の介護セミナーを5～6年続けて実施されました。

★☆☆ NPO法人和嬉会愛設立、デイサービス開始 ☆☆☆

2005年4月には、会
員さんや周囲の方々の
後押しもあり、ボラン
ティアグループだった和嬉会愛は、登貴さんを代表とするNPO法人になりました。でも本当は「雇われる側でいたかった」登貴さん。「自分のやりたいことをしていきたいなら、自分がリーダーにならないと実現出来ないよ」というアドバイスなどを聞き、代表になって運営していく決意をしたそうです。



利用者のお一人が出資を申し出て下さったのも大きな後押しでした。結局その方から500万円を借り入れ、デイサービスを始めました。5万円という破格の家賃で建物を借り、パソコン1台を購入する以外、介護用ベッドなどの必要な物も全て貰い物や不要品の持ち寄り、建物入口のスロープは自分たちで材料費だけで作り上げるなど、極力お金を使わないスタートでした。

★☆ 1年後、手元預金が3千円！ ☆★

そして、スタートから一年経過した時、通帳残高が3千円しかないというピンチを迎えました。見通しが明るい時は色々言ってくれた理事さん達も「お金のことは分からない」となり、困り果てましたが、幸い追加貸付も得て、無事に切り抜け、法人のトップとして腹をくくって以降、黒字経営で来れました。

★☆ 地域の人々にも助けられて… ☆★

一難去ってまた一難とはよく言ったもので、経営が順調になりデイサービスが活気を呈してくると、大家さんが家賃を4倍に値上げしてきました。この時助けてくれたのは、地域住民の方々でした。

登貴さんも和嬉会愛のスタッフや会員の方々も、日頃から積極的に外に出て、公共の場のために作業をしたり、地域の人達と触れ合ってきたことで、自治会の人や近隣の人達が親身になって近場に借りられる建物を探しに動いてくれたのです。お陰で隣町に無事に移転することができ、そこでも新たに応援してくれる人や、手伝ってくれる人を増やすことができました。

★☆ 和嬉会愛には楽しいことがいっぱい！ ☆★

近くに220平米ほどの安い土地を借り、畑を作ってふれあい家庭菜園も始めました。利用者のお年寄りにも畑仕事に加わってもらい、



収穫物を販売することで「お年寄りも稼げる、役割がある地域作り」を考えたのです。建物の隣にカフェを作って、地域の人とお年寄りの交流の場も設けました。仕事をリタイアされた地域の方を招いて得意分野について講師をしてもらい、地域の人や子ども達にも参加してもらえ楽しいイベントも毎月してきました。

★☆ 小規模多機能型介護をスタート ☆★

デイサービスは殆ど空きも出ず順調でしたが、ある時、市役所の方から「小規模多機能型介護の運営を手掛けませんか？」との打診。財政的に少々余裕が出来てきたこともあり、2011年4月、小規模多機能型介護をスタートしました。名張市から2200平米の土地を格安で借り、建物は補助金で建ちました。

★☆和嬉会愛でないと…と言われるサービス ☆★

小規模多機能型居宅介護というのは、「通所(デイサービス)・「宿泊(ショートステイ)」・「訪問」を組合せ、24時間切れ目のないサービスを提供するのが特徴。ですから以前にも増して人件費が滲れ上がります。お泊りは全額自己負担ですが、1泊千円が相場だそうです。理事の方から「一体誰が1泊千円で面倒見る？」と言われて、当初は1時間千円(現在1泊5千円)に。「果たして利用する人がいるかしら？」と思いきや、「うちのおばあちゃんはここでなければ駄目と言うの」と利用する方が…。そこで、「このように言ってもらえる質の高いサービスをしよう」と思われるようになりました。お風呂も一人一人全部お湯を入れ替え、良質な石鹸やシャンプーを使用する他、「自分が利用したい」を基準にサービスの質にこだわっておられます。

★☆みんなで見る夢は実現する！ ☆★

敷地内に自分たちで手作りのログハウスは、利用者さんの「ログハウスに住みたかった」の一言がきっかけ。商店街で週一日開店する「障がい者がする喫茶店」も「喫茶店くらいならできる」と言ったおばあさんの夢。「みんなで見る夢は実現するんです」と登貴さん。カフェの隣にはコーヒーが飲める足湯。夢は尽きません。

「苦勞もしたけれど、面白いこともいっぱいです」と笑顔の登貴さん。夢を描き、発信して、仲間を増やす登貴さんの健やかな行動力は本当に凄いと思いました。沢山の方々に助けられて今があること、「お金で困っても、金銭以外のやり方で助けてくれる人が出てくるのです」というお話が、特に印象に残っています。登貴さんの素敵なお話とパーソナリティーを、少しでも皆さんにお伝え出来れば幸いです。

特定非営利活動法人 和嬉会愛 (わきあいあい)
 小規模多機能型居宅介護 ファボール鳩 (とき)
 518-0426 三重県名張市つつじが丘南6番町230番地
 TEL 0595-51-5777

【第33期 よくわかる！経営基礎講座】 於：Aワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>
 ☆「事業構想編」平成27年11月5日～12月10日18:30～21:00 毎木曜日全5回 (受講料26,460円教材費込)
 ☆「事業計画編」平成28年1月14日～2月4日18:30～21:00 毎木曜日全4回 (受講料21,600円教材費込)

ひとひと 「自分の色を輝かせて全員で虹を架ける」 尾上 良宏さん



今回は高津高校24期の尾上良宏さん(61歳)にインタビューさせて頂きました。尾上さんは、平成26年3月まで高津高校校長を務められ、現在は、帝塚山大学で嘱託職員・非常勤講師を務めつつ、大阪府高校野球連盟会長をなさっておられます。高津在校中は目立たなかったという尾上さん。熱く語ってくださった4時間があっという間でした。(税理士 林 幸)

☺ ご両親はどんな方だったのですか？

父親はビルマに出征しました。なので、私は引揚者の多い府営住宅で育ちました。八尾小、成法中です。

父親は「真似したくない」人間でしたね(笑)。短気ですぐちゃぶ台をひっくり返し、幼稚園の時には5m投げ飛ばされたこともあります。ただ、「ああせいこうせい」は一切言わなかったのはよかったです。

母親は「真似できない」人でした。温厚誠実で公平な人でしたね。「公平にしないとイケない」と子ども心に意識していたのは母親の影響ですね。勉強できる子だけで集まるとかは好きではなかったですね。

☺ どんな子どもさんでした？

平成24年、母と父が続いて亡くなりましてね。遺品整理していたら小学校からの通知票が全部出てきました。担任の先生に共通した記述は、「友達の信頼は厚い。もっと元気に発言してほしい」でした。目立ちたくなかったんです。今でも人前で話すのは嫌なんです。昔の友達が今の僕を見たら別人でしょうね(笑)。

☺ 高津高校時代はどんなふうでした？

冷めた高校生でしたね。3年間坊主頭で中学の学生服で通しました。入学したのは東大入試の無かった年で、高津も先輩方が華々しく(笑)バリケード封鎖していました。入学間もない5月、校長との団交があって、校長が来る前に自治会執行部と先輩たちが激論を交わしているのを見て「高校はすごいな」「中学校は先生が動かす生徒会。高校は違うんや〜」と強烈な印象でした。自分の主義主張を持たないアカンと強く思いました。「高津に来て本当によかった」と心底思いました。

☺ 教師の道を選ばれたのは？

政治学者になるつもりで早稲田に入学し、大学院にすすみましたが、能力も性分も研究者に向いてないとわかって(笑)。4回生の時、ある教授の「君達は故郷に戻って高校教員になれ」の言葉が「そうや」と心に響いたのです。初めて教壇に立った東京の有名進学校では教えた生徒の多くが現役で東大に進学しました。

☺ どんな教師になりたかったのですか？

大阪に戻って、いわゆる教育困難校といわれた府立高校の非常勤で社会科。その経験が強烈やったんです。2学期の中間テストの5クラスの平均点が100点満点の12点だったのです。社会は記号選択問題ばかりやと思って皆勉強しないんです。僕は記述問題しか出さないうんです。生徒には「君達に分かってほしいから」と言いました。期末の平均点は32点になりました。

それで思ったのです。ちょっときつめの課題を出して、やったら達成感が得られる…それを絶対崩したらアカンと。そして、こういう「しんどい子」に、社会に出た時だまされずに自分でしっかり考えて生きていける力をつけてやる、それが使命やと思ったんです。

☺ それで教育困難校に？

正式採用されたのはいわゆる中堅校でした。学年主任が「これぞ教師」と惚れ惚れする先生で、教えられ、真似ました。たとえば、人権にかかる授業を11人の先生相手にせよと言われて、50分授業をしました。若い体育の先生から「基本の言葉がわからない」と言われたり…いろんなダメ出しがあって…鍛えられました。いい先生に出会い、学びましたが、もっと教育環境の厳しい生徒と向き合いたいと思っていました。

4年目、高津の先輩の先生に「新設校に行きたい。ないですかね」と相談しました。すると、お盆の頃に校長に「新設高校に行くか。校長候補の先生が『ぜひほしい』と来られたんや」と言われ、「はい」と即答しました。大晦日、新設高校の建設予定地に行きました。「4月からここに来るんやなあ」と感慨深かったです。

☺ 新設高校はどんなふうでしたか？

当初、入学しても卒業するまでに3桁の退学者がありました。生徒指導部長が非常に厳しい先生でした。遅刻・服装頭髪など徹底した指導です。僕は反対でしたが、「カタチから入らなアカン」というのもわかるんです。形から入って、生徒ができた!と思うことで次にすすむ。私も生徒に厳しく要求しました。

ただね、どうやったら自主性を養うことができるか悩みましたね。そんな中、若い先生たちの提案で、秋の遠足は服装を自由にグループ行動をさせたんです。異論はありましたが「生徒を信用しよう」と。すると、全く問題なくやったんです。その時、超有名進学校の生徒たちに遭遇したんです。「先生、あの子らメチャ賢いらしいで。写真撮ろう」とわあわあやっているんです。相手校生はビビりまくっているんです(笑)。嬉しい！この子らに生きる力がある！と嬉しかったですね。

✍️ 高津の校長になられたのは平成21年でした？

はい。3月に辞令が出た時、「何で行かなアカンのですか〜」と言いました(笑)。丁度文理学科を立ち上げる直前でした。高津生よりも困難を抱えた生徒たちに関わりたいという気持ちでした。でも「行く限りは正面から教育をやろう」と腹をくくりました。

実は当時、進学実績が問題になっていました。赴任した時、先生方に言いました。「進学実績は気にするな。そんなことで勝負しない。正味“教育”をやる」「社会に有為な人材を輩出してきた高津が担ってきた歴史を大切にしよう。生徒が真の学力と人間形成両面で力を伸ばしていくよう、全力でバックアップしてくれ」と。
👂 高津といえば「自由と創造」ですね

初代三澤校長はえらかったですね。高津が創立された大正7年、大正デモクラシーが台頭する中、「自由と創造」を提唱され、進取の精神に満ちた新しい学校づくりに取り組みました。「自由」とは、主体的に考え行動すること。自ら選択したことに全力を尽くし、結果に責任を持つことです。「創造」とは、既成概念に囚われず客観的に事象を捉え、分析評価し、自由な発想でオリジナリティを持って改革していくことです。

🔪🔪 「高津はひとつ」を意識されたとか…

平成19年度からの3学区統合、23年度からの進学指導特色校指定(文理学科設置)により、130を超える中学校から入学して来るのです。普通科・文理学科併設で「2つの学校を創りたくない」と思ったのです。新入生を校長室に招き入れ、エピソードを交えて「自由と創造」などの高津精神を伝えました。入学直後の2泊3日の学習合宿では、高津モードの学習体験や積極的な仲間づくりを通して、高津生という自覚と「高津はひとつ」という意識を持つよう企画しました。おかげで行事や活動を通じて協働・切磋琢磨してくれました。

👂 他に意識されたことはどんなことですか？

まず探究型学習です。課題を見つけ、グループで調査分析し、まとめを発表し合うという授業です。自主的な姿勢を養うことになり、学習意欲も高まります。

次に社会貢献活動です。小学校や障がいのある他校との交流、地域活動への参加、社会体験活動、ボランティア活動などの社会貢献活動に力をいれました。

教職員はよくやってくれました。やってみて生徒たちが変わってくると教職員も認めてくれて…保護者の支持もありました。有難かったですね。

✖️ 校長に特に必要な能力は何でしょう？

もちろん教育論は大事ですが、必要なのは危機管理能力ですね。言ってみれば「教職員には思い切ってやってくれ。最後は自分が責任を持つ」ということです。教員の不祥事や人権問題等、毎年のように謝罪したり処分したり…高津に4月に来て7月に全校集会で謝ったことがあります。そのことで教職員には「最終責任は校長が取る」ことをわかってもらえたと思います。在任中、教職員・PTA・同窓会の方が冷静に対応してくださったので助かりました。

🌈👂 「自分の色を輝かせて虹を架ける」の言葉は？

実は高津の前に赴任した高校で人権問題が生じ、その時に一人悩み考えました。そして全校集会で謝罪し、呼びかけました。「赤色が嫌いやからと赤色をはずしたら虹はできへんやろう。みんなで虹をつくろう」と。

「性別、年齢、国籍、障がいの有無などを超えて、一人ひとりが自分の個性(色)を輝かせて、学校全体に虹が架かるようにしてほしい」「他人の痛みを受け止め困難から逃げずに責任を果たす真のリーダーになってほしい」と高津でも機会あるごとに言いました。

👂 高津100周年に望まれることは？

高津らしいことですね。高津らしさって何やと言うと、社会とともに歩み、社会に貢献するという事です。100周年の機会に、例えば「地域に力を貸しましょう」と、高津卒業生の人材バンクを創るとか。皆さんがよい知恵を持ち寄って検討しておられると思います。

👂 最後に高野連のことで…

「2年間だけでいいから(笑)」と言われ、諸事情があり現在もです。日本学生野球憲章前文と第2条をぜひ読んでください。学校教育の一環なんです。フェアプレーだけではなく平和にも繋がり、素晴らしいんです。



読者の皆様からの便り

☼ シェアリングレターご送付有難うございました。「聞き手が納得するプレゼン手法」は何度も腕を組みました。泉先生のご講演、お聞きしたかったと残念です。心打たれたのは“後藤健二氏を偲ぶ”です。私は素直でないからか信仰には縁のない年月を過ごしてまいりました。後藤健二さんの言葉、思い、幸先生のつづきやき…。家族愛までが少なくなっている今、人を愛し思いやる気持ちが育つでしょうか。

70年前のあの悲惨な環境の中で家族を愛し、人を愛し、日本の未来を信じ、命を捧げて逝かれた方達。又家を焼かれ家族を失って貧しい生活に耐え、でも心は豊かだったあの時代。私を可愛がって下さった近隣の懐かしい方達。とっくに逝かれた方達を悲しませる様な生き方をしてはいけないと思ってまいりましたが、私達は今、日本の繁栄？の中で何より大切な心を手放したのではと感じる日々です。

東大阪市 黒崎 睦子 様

☼ 今号は、いつもに増して大変読み応えのある内容で、身近の大阪都構想から我が国を取り巻く環境と事件の変化と課題等、幅広く掲載され、土曜、日曜にかけて、終日読み耽りました。

商品取引所に関する前田先生の記事を拝読し、かつて、株の先物取引にチャレンジし、途中で投げ出し、中途半端に終わらせた日々を思い出しました。また、商品先物市場の整備がTPPと密接に関連してくるとの記事は、大変興味をもって読ませていただきました。

中小企業診断士 久保 量則 様

☼ シェアリングレターに、何と!!懐かしい方のお名前がありました。出口和世さん。“スペース・をかし”を1985年に開いてらっしゃるのですね。私が彼女に出会ったのは、その次の年になります。野田先生のオープンカウンセリングの帰りだったような記憶があります。アドラー心理学を学び始めたばかりの頃で、また自宅から近かった“をかし”での毎月のおしゃべり会は、皆勤賞ものでした(それぐらい子供のことで話したい聞きたいネタがいっぱいあったということです)。ここ数年お会いしていなかったのですが、お元気とのこと、嬉しいです。

『パセージ』リーダー 高橋 さと子 様

☼ “継続は力なり”と云われますが、KS経営研究会の発表・人物紹介の“群芳”を拝読して、何事も続けることにより改革・改良点が見つかり、更に発展し広がって行く継続の大切さを再確認しました。

“寄稿”の大阪都構想問題の掲載は住民投票を直前に控え時宜を得た編集は、お見事です。統一地方選が終り平均投票率は史上最低、地方衰退は政治の問題だけではないでしょうが、近年の政治不信・無関心は『沖縄基地問題・原発・自衛権の拡大・消費増税・企業法人減税』等に表れている様に政治が国民向きになっていないことが続き、改革が行われていないことに一種の諦めムードを醸しているのも一因かも知れません。

住民投票は身近な問題だけに賛否は別にして投票率がどうなるか、興味深く見守りたいと思っています。

和歌山市 元毎日放送(株) 三原 嘉久 様

☼ シェアリングレター50号を送付頂き、ありがとうございます。「罪を償わせる」というのは確かに日本人の発想ではありませんね。私もあの一言には危惧を感じています。日本人にも伝統的に仇を討つという私情はありますが、罪を償わせるということではないように思います。「殺された2人の冥福を祈る」ぐらいの、表現のほうがしっくりきます。

しかし、全体としては安倍首相はよくやっています。出るべくして出てきた人だなあ、とも感じています。ただし、出自は長州閥ですから、端倪すべからざるものを持っていそうです。複雑な想いで眺めています。

税理士 倉矢 勇 様

☼ 興味深く読んだのは、大阪都構想の寄稿3編でした。前市長、維新の会、大阪府民が、色々な立場で書いているので、「なるほどそういう見方もあるのか」と気付かされた点がいくつかありました。

また「KS研究会」は、タイトルに面白味がないので読み飛ばしそうになりましたが、運よく「LPガス車は良いことばかり」というフレーズが目にとまったので読みました。この記事はとても興味深く、また読みやすいです。もし、他の中小企業経営者の方が読まれればきっと同じ思いではないでしょうか。私はこういう経営体験はもっと詳しく書かれてよいのではないかと思います。このレターの中で一番興味深い内容でしたが、あまりにも内容が少ないので残念でした。

東京都品川区 岩崎 正秀 様

❀ 今思うこと

7月に父が他界しました。納骨のことを話しているうちに、お墓の話が出てきました。もともと釜野家のお墓は私の祖父の時から泉大津の市営墓地にありました。父は三男でしたが、長男、次男が亡くなり、父がお墓を引き継ぐことになったとのことでした。

旧来お墓というのは、家・家族・先祖の概念で支えられてきました。その考えでいくと父の後は私の兄が引き継ぐはずですが、兄は父より先に他界し、その長男か私に権利（義務）があるとのことでした。私は子孫が続くとは限らないし、お墓はいらん派でしたので辞退しました。但し、兄の長男はまだ結婚しておらず、将来も結婚するという保証もないわけです。

以前、無縁墓地になったお墓、子どもがいない夫婦が墓仕舞いする様子の番組を見ました。今は結婚しない、子どもを持たない、少子化で娘一人という家族が普通になってきています。家族の在り方の多様化で、昔からの家や家族や先祖・子孫の考えを180度変えないといけない時期が来ているのだらうと思いました。

河内長野市 釜野 邦子 様

❀ 大阪都構想の住民投票に思うこと

極めて残念です。70代以上のみが反対。それ以下の年齢層のいずれも、その過半数が賛成だったと報じられました。大阪の将来設計図を今のことしか考えない世代の意思に委ねることになったという禍根を残しました。横山ノックを知事に選択したと同様の愚昧な選択だったと、将来嗤われることがないようにと祈ります。

税理士 古川 泰司 様

❀ 来て欲しくなかった日

ついに悲憤の時がやってきました。日本の歴史の転換がこのような形でなされたことは民主主義とは何なのかをもう一度問わねばなりません。

その瞬間はテレビ中継されていたので、多くの国民が同時に怒りを超えたむなしさと悲しさを共有しました。冷たい雨が降る中、立憲国家に危機を感じて全国で力強いデモをした人々に敬意を表します。彼らのエネルギーが将来に向かって国民主権を回復する健全な力になってくれることを願うばかりです。

先ずはこの安全保障関連法が最高裁判所において違憲であるという判決をとる運動が始まると思いますが、影響力のある健全なリーダーの出現を期待しています。

読者の皆様からのお便り



顧みるに全ての行動が遅すぎたことを反省しなければなりません。大学の総長や学長の声明も期待されましたが実現しませんでした。勇気ある憲法学者の発言も1年遅かったと私には思えます。

最も残念であったのは野党の議員の質問の浅さと詰め甘さ故に核心にふれる回答を引き出せなかったことです。「良い質問が良い回答を引き出す」法則をわきまえず相手の狡猾な土俵に引き込まれるだけで、質疑の連続性が中断され、国民が理解出来るものにならなかった。唯一国民を覚醒させたのは「ポツダム宣言をつまびらかに読んでいない」という安倍首相の回答でした。あの歴史に遺すべき発言によって国民は真剣に学習を始めました。学びが行動になり小さな変化から希望の持てる明日が来ることをひたすら祈るのみです。

神奈川県 税理士 小原 靖夫 様

❀ 初老のつぶやき

国会周辺で安保法制反対のデモが盛り上がっている。何十年ぶりかで戻ってきた政治の季節。

振り返れば、60年安保の時は確か小学校6年生だった。意味も訳も分からず「アンポーハンタイ」とデモごっこで遊んでいた。条約の自然成立後、運動は急速に衰えるとともに後に新左翼といわれる諸団体が成立したと記憶している。

70年は大学生で全共闘世代のど真ん中。ベトナム反戦に始まり、原子力空母の寄港反対、米軍燃料の輸送反対など、日米安保条約に基づく政策に反対する運動が盛りあがっていった。私も街頭デモにビラまきに集会にと学生生活のほとんどを費やしていた。中でもベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）の活動は今回のSEALDsの活動のように大いに盛り上がっていった。

しかし、新左翼の街頭デモは日を追うごとに過激になり一般市民の運動との連携が取れなくなっていった。

安保法制が強行採決され、成立したのち、再びめぐって来た政治の季節の熱を持続させ、次回の国政選挙にどうつなげられるのかが求められている。

大阪市 加藤 純一 様

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、また、文章の一部を省略させて頂きましたことをここに詫言申し上げます。





寄稿 弱くされている
人々と共に

社会福祉法人 博愛社 長野 泰信 様

① 復興はまだまだ遠い道のり ①

8月24日から28日まで、プール学院大学の学生12名と共に、気仙沼、三陸、大槌を中心にしたボランティア活動に参加してきました。肌寒い被災地は、やっと動き出した復興住宅、人手不足の現地経済、建築工事費の暴騰や、断ち切られる復興支援など課題山積。復興はまだまだ遠い道のりです。帰路、学生と共に、いわき市泉の玉露仮設住宅を訪問し、福島第一原発事故のために富岡町から避難されている方々と、久しぶりに再会しました。震災以降一度も我が家に帰還できない、仮設での生活4年。国も地方行政も原発に対する具体的な対策がない中、周囲に気を使いながら、全く先の見えない不安な日々を過ごされている被災者がまだ福島県内で11万人もおられることを私たちは決して忘れてはならないと思います。

✦ パレスチナを訪問 ✦

もう一つ忘れてはならないことがありました。今年2月中旬、聖地エルサレムを訪問し、ヨルダン川西岸地区を中心にパレスチナを訪問しました。テルアビブ空港からエルサレムへ登る道中、ユダヤ人の入植地の住宅とそのお墓がエルサレム全体を覆い、2000年前の城壁の前に見慣れない「壁」が続く。23年前初めてイスラエルを訪問した時とは全く違い、あのこんもりとしたオリーブ山もすっかり姿を変え、オリーブの木のない殺伐とした山に変わってしまっていました。



ガリラヤ湖にて

✧ 分断され弾圧されるパレスチナの人々 ✧

イスラエル国は、1967年の第三次中東戦争後、ヨルダン西岸地区とガサ地区をパレスチナ自治区として認めましたが、その後もヨルダン川西岸地区を軍事占領下におき、年間30万人のユダヤ人を受け入れるために、パレスチナ人を追い出しにかかっている状況です。入植地建設のため、高さ8mのコンクリート製の「分離壁」と検問所を設置し、パレスチナ人の生活を分断しているのです。私たちが訪問したベドウィンの村では、水源を奪われ、ユダヤ人入植民の何十倍もする水道料を課せられたり、ユダヤ人入植民専用の道路が建設さ

れ、パレスチナ人はその脇の分断された、しかも嫌がらせに建設時の瓦礫を積み重ねた地道しか利用できない状況です。

抵抗運動に対して、様々な弾圧が繰り返されています。朝の通勤時の検問所で、職場へ急ぐ車を、警備兵が理由もなく時間をかけて検問をする。パレスチナ人の所有地の真ん中に壁を作り、畑へ行けないようにし、放置すると土地を没収するなど。



パレスチナの子供たち

また子どもが遊び場を追い出され、反抗的に投石でもすれば、集団的懲罰として、無差別に子どもを逮捕する。そして刑務所で、寝かせない、食べさせない、その上尋問と称する暴力により、ところが破壊される。その後村に帰らされたこどもは、トラウマと、連行されたときに守ってくれなかった親や大人たちに不信感を持ち、家庭崩壊を引き起こすなど理不尽なことばかりです。大きな不満を抱いたまま、青年になりイスラム過激組織から誘われたら、抵抗もなく進んで組織の一員になるであろう、何の罪もない大切な子どもたち。

🦋 “暴力では解決しない” 子供達の心のケア 🦋

「テント・オブ・ネーションズ」(先祖伝来の土地を守るための運動を続けている団体)のリーダーは、自分の農場を開放し「イスラエルの暴力に、暴力でもって対抗しても解決には結びつかない」と、‘憎しみ’というエネルギーを前向きに変えるため、子どもたちの心のケアを地道に続けています。パレスチナの人達に人間らしい生活が戻り、子ども達が草原を走りまわり、生きていて良かったと言える日が早く来て欲しい。「神がいつまでもこのような理不尽なことを許されるはずが無い」と信じ祈るパレスチナ人の言葉が私のところに重なりました。

♥ 最後に ♥

いつも弱くされている人々の傍らに立ち、真の平和に向けて祈り、行動することが今の私たちに求められています。また、福祉の制度の在り方を論じるより、今、目の前にある大きな課題に取り組み、子どもや、高齢者、障がいを持つ方々、ひとり一人の心にしっかりと繋がって行くことが私たちの使命と信じます。



5つのパンと2匹の魚



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



＊ 再受講しました。今一度自分と向き合って新たな課題に気づきました。新しい人との出会いと、再会にわくわくしました。参加してよかったと思います。

ありがとうございます。私の背中を押してくれた幸さんに。

太田 友子 様

＊ ANA研修のことを、勧めてくれた娘からは詳しいことは何も聞かなかっただけに、すんなりと参加を決めました。が、当日エレベーターの中ではすごく不安で、かなり緊張しました。受付で、女性お二人の心いっばいの歓迎のご挨拶を頂けたこと、更と一緒に受講する方の爽やかな笑顔には救われました。

いざ始まったセミナーは奥が深く、濃く、理解するのに時間がかかり、特にシェアは苦手でした。的を得たシェアが出来ない不安で、他の人の話が耳から遠のき、いけないと思い我に返ることが何度かありました。

でも、3日間、若い方の元気、情熱をもらい、八十路にしてこの3日間のセミナーを健康を保ちつつ全う出来たこと、関わって下さった総ての皆様に感謝し、そして自分も褒めてやりたいです。

そして3日目の感動は83才迄の人生の中でNo.1の喜びでした。今も思い出すと目がうるみます。今迄描いていた素晴らしい夕映えを、輝かしい朝日の昇る夜明けに描き直してみよう…そんなANAの体験でした。

出原 綾子 様

＊ 今日に至るまでの人生の出来事。出会ったことなようなトラブルにあったり、それを乗り越えたり、これ以上はないと思えるようなドン底感を味わったり、こんなに良いことが出来たと感極まってみたり、様々な体験や経験をしてきましたが、下層には、実はボコボコに傷ついたらと主張する子供がいて、にも関わらず、自分ではその存在が見えていなかったのです。

気付くと、「傷を主張する子供」は元気で活きが良く、大人の自分より存在の比重が大きかったのです。

過去につちかった経験をマイナスとみなして、トータルの数値をそのマイナスに食わせて、減らして損をしていたのではないかと。酷いものを見たり味わったりしたこともそれはそれでプラスとして加算できるんじゃないの。今は、そんな思いに至りました。

短いようで長かった3日間、関わって下さったトレーナー、アシスタント、参加者の皆さんに感謝します。本当にありがとうございました。

江口 恭子 様

＊ 用法、用量を知らずに、よく効くお薬を飲んだ感じでした。自分の中でいろんな反応が起きて大変でした。

今セミナー直後の衝撃は薄れて来ていますが、自分のことを認めていなかった、自分のやっていたことを誉められなかったと気づき、今の自分なら、過去の自分を認めてやり、誉めてやる事ができるとも気づきました。これからさらに私にどんなことが起こるか、気づきがあるか、変化があるか楽しみです。

このセミナーに私を引き寄せてくれた人達に感謝します。

赤木 薫 様

＊ 自分の心とこんなに向き合う機会はそうないと思います。意識して、あるいは意識せず避けていた事柄を多く見出して驚きました。この、これまでの自分のようにふるまえるのだろうかという気持ちは、今後どんな方向へ向かっていくのかわかりません。

けれど、その先はきっと何か今よりも心地よい境地なのだろうと思えるので、丁寧に積み重ねていきたいと思えます。このような驚きやとまどい、その他諸々に遭遇している場を見守って下さる全ての方に感謝します。ありがとうございます。草加 美香 様

Awareness for New Actions ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のためにほんの少し時間をあげてみませんか♪~

日程： ◆2015年11月ANA◆ 11月 1日(日)～ 3日(祝)
◆2016年 2月ANA◆ 2月12日(金)～14日(日)
◆2016年 5月ANA◆ 5月 3日(祝)～ 5日(祝)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

ANAセミナーは、左記のメインプログラム3日間と、3回のフォローアップを含め6日間のプログラムです。

お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770



第90回経営倶楽部のご案内

昭和53年、大阪市に本拠を構える永大産業株式会社は、戦後最大級といわれる約1,800億円の負債を抱えて倒産しました。今回、講師にお招きした吉川康長様は、倒産当時には営業課長を務めておられましたが、新販路の開拓を行う「東京特販部」を設立するなど、その後の会社再建の先頭に立ってこられました。ご講演では勇気でのる、また、多くのヒントをいただけるものと存じます。皆様、是非お誘い合わせの上、参加くださいますようご案内申し上げます。

- 講師 永大産業株式会社 元代表取締役 吉川 康長 様
- テーマ 「氣(木)と共に生きる」 ～ 倒産から再上場への道 ～
- 日時 平成27年10月24日(土) ・ 講演会：午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～
- 場所 講演会：たかつガーデン □ 会費 講演会：5,000円 懇親会：4,000円

❖次回、第91回経営倶楽部は、平成28年2月6日(土) 泉和幸先生のご講演を予定しております。

❖お問い合わせは ⇒TEL06-6772-7770 ⇒info@share.gr.jpまで



◆◆社会福祉法人会計簿記第11回認定試験は、平成27年12月6日(日)です◆◆
 申込期限は10月30日。詳細は ⇒「一般財団法人 総合福祉研究会」http://www.sofukuken.gr.jp/

◆◆出版物紹介◆◆ ■ 社会福祉法人会計 簿記テキスト ■
 《入門編・初級編》《中級編》《上級(簿記会計)編》《上級(財務管理)編》
 簿記会計の学習用テキストです。簡潔でわかりやすい解説や実務で役立つ例題、練習問題を多数収録し、社会福祉法人会計を体系的に学習できます。
 ※《中級編》《上級(簿記会計)編》は、四訂版が出版されました。



総合福祉研究会全国大会—大阪大会—『来たるべき社会福祉法人制度改革に備えて』

❖私共職業会計人の有志で組織する一般財団法人総合福祉研究会の主催による全国大会を大阪で開催致します。改正が見込まれる社会福祉法人制度を踏まえて、今後の社会福祉法人経営に求められる姿や、よりよい福祉サービスを提供するために必要なことなどを、皆様とともに考える機会にしたいと考えております。社会福祉法人様や一般の方々にもご参加いただける研修会となっております。ぜひともこの機会にご参加ください。

- 内容 基調講演(厚生労働省 社会・援護局長/予定) ・ 分科会 ・ パネルディスカッション
- 日時 平成27年11月13日(金)13:00から14日(土)正午まで ❖ お問い合わせは林事務所まで

YUKIのつぶやき

★この夏は殊の外、戦争体験に触れる機会が多かったように感じます。当時の若者たちの純粋な愛国心に心打たれ、「早く戦地に行って死んでお国の役に立ちたい」の言葉に胸が詰まりました。一方、ショックだったのは、1942年3月の「大東亜建設審議会」の議事録(「日本人はなぜ戦争へと向かったのか」NHKスペシャル取材班編)の、今も現存する大企業トップの「搾取しなければ続かぬが、そこは公明正大にカムフラージュすべき」などの発言です。軍と企業の癒着は目に余るほどであり、陸海軍双方の利権追求が戦線拡大の一因だったとのことです。そして、自国民は優秀であり、他国民を見下す価値観があったのではないのでしょうか。戦争をしないためには、経済優先の考えをやめ、優劣の価値観を払拭し、違いを認め、尊敬しあうことが大事だと思いました。

★心温まることを書きたいのに、今号も安倍首相のことでなってしまう。多くの国民は、一連の強引なやり方に危機感を感じ、反対したのだと思います。安倍首相の集団的自衛権の説明の「喧嘩が強くていつも自分を守っている友達が、いきなり不良に殴りかかれた時には、一緒に反撃するのは当たり前ですよね」は言い得て妙な気がしました。友達なのにアドバイスする姿勢がないのです。一緒に反撃すると、相手はさらなる反撃をしてくるでしょう。喧嘩が強い友達には敵も多いでしょう。暴力の連鎖が止まらないことが想像されます。国と国との関係も同じことが言えるのではないのでしょうか。経団連は、武器輸出を国家戦略として推進すべきと提言しました。国家戦略として推進すべきなのは、軍事やお金に頼らない日本独自の平和構築のための仕組み作りではないのでしょうか。(幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所	公認会計士・税理士 林 光行
大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットビル	税 理 士 林 幸 中小企業診断士・税理士 前田 有太可
〒543-0073 http://www.share.gr.jp/	税 理 士 古田 茂己 公認会計士 塩尻 隆夫
TEL06-6772-7770 FAX06-6772-7740	税 理 士 林 竜弘 公認会計士 藤原 良樹
	税 理 士 小林 匠 公認会計士 田中 雄介

☆次号は28年4月発行予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。⇒info@share.gr.jp
 ☆購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒口座番号 00950-3-14499